

《こんなときの知っておきたい手続》

【手続チェックシート】

以下の項目で該当するものについて、このチェックシートを活用し、各担当窓口で手続してください。

市外から転入したとき

届の種類	いつ だれが	必要なもの	チェック	担当窓口
転入届	転入した日から14日以内 本人、世帯主 又は代理人 (注1)	<ul style="list-style-type: none"> ・前住所の市区町村が発行した転出証明書 ・本人確認書類 ・転入される方全員分の個人番号カード（お持ちの方のみ） ・住民基本台帳カード（お持ちの方のみ） ・外国籍の方は、転入される方全員分の在留カード、特別永住者証 ・前住所地で住基ネットを利用した転出届をされた方は、転出証明書は不要です。必ず個人番号カード、もしくは住民基本台帳カードを御持参ください。（4ケタの暗証番号を入力していただきます。） ・個人番号カードもしくは住民基本台帳カードを所有している方で京都市に転入後も引き続き使用を希望される場合は、転入届の提出日から90日以内に継続利用の申請を行ってください。（転出地のシステムの処理状況によっては転入当日には継続利用の手続きができない場合があります。） ※海外から転入される方は、パスポート等が必要です。詳しくはお問い合わせください。 	<input type="checkbox"/>	3階③ 市民窓口課
印鑑登録	本人又は代理人 (注1)	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類 ・登録する印鑑 	<input type="checkbox"/>	
小・中学校の 転校手続		<ul style="list-style-type: none"> ・公立学校の場合…区役所で発行する「転入学通知書」と転校前の学校で発行された「在学証明書」を指定学校へ提出してください。 ・私立学校の場合（住所が変わっても学校は変わらない場合）…区役所で発行する「転入学通知書」と現在通学している学校で発行された「在学証明書」を指定学校へ提出してください。 	<input type="checkbox"/>	
個人番号カード 通知カード	本人又は世帯員	通知カード未受領の方や個人番号カード申請中の方はお問い合わせ下さい。	<input type="checkbox"/>	3階⑫ 市民窓口課 マイナンバー担当
国民健康保険	転入した日から14日以内 本人、世帯主 又は代理人（注1）	<ul style="list-style-type: none"> ・届出人の印鑑 ・届出人の本人確認書類 ・国民健康保険被保険者証（同一世帯の方がすでに加入されている場合） ※保険証は即日交付できない場合があります。 	<input type="checkbox"/>	3階⑥ 保険年金課
後期高齢者 医療保険	転入した日から14日以内 本人、世帯主 又は代理人（注1）	<ul style="list-style-type: none"> ・届出人の印鑑 ・届出人の本人確認書類 ・負担区分証明書 ※保険証は即日交付できない場合があります。 	<input type="checkbox"/>	3階⑥ 保険年金課
国民年金 (海外転入の場合)	転入した日から14日以内 本人又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード（通知カード）又は年金手帳（基礎年金番号がわかるもの） ※第2号(厚生年金加入者)、第3号被保険者の方は手続き不要です。 	<input type="checkbox"/>	3階⑦ 保険年金課
重度障害者 健康管理費	転入した日から14日以内 本人又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療被保険者証 ・所得証明書（全項目証明）（中学校卒業以上の世帯全員） ☆1月1日現在の住所地で請求してください。 ※個人番号カード（通知カード）提示により証明書を省略できる場合あり ・身体障害者手帳（1、2級の方）又は療育手帳（A判定の方） ・印鑑（中学校卒業以上の世帯全員） ・受給者名義の金融機関の通帳 ◎所得制限あり 	<input type="checkbox"/>	3階⑦ 保険年金課
125cc以下の バイクの申告	転入後速やかに 本人又は代理人 (注1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ナンバープレート(廃車済みの場合は廃車届受理証明書) ・印鑑 ・本人確認書類 	<input type="checkbox"/>	軽自動車税事務所 又は同事務所分室 (注3)
重度心身 障害者医療	転入後速やかに 本人又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳（1、2級の方） ・療育手帳（A判定の方） ・健康保険証 ・通知カード又は個人番号カード ・印鑑 	<input type="checkbox"/>	2階① 障害保健福祉課
身体障害者手帳	転入後速やかに 本人又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・通知カード又は個人番号カード ・身体障害者手帳 ・印鑑 ・自立支援医療（更生医療）受給者証（お持ちの方） 	<input type="checkbox"/>	2階① 障害保健福祉課
特別児童扶養手当 (受けている方)	転入後速やかに 受給者	<ul style="list-style-type: none"> ・手当証書 ・通知カード又は個人番号カード ・印鑑 	<input type="checkbox"/>	2階① 障害保健福祉課
特別障害者手当 障害児福祉 経過的福祉	転入後速やかに 本人又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・認定通知書 ・通知カード又は個人番号カード ・印鑑 	<input type="checkbox"/>	2階① 障害保健福祉課

裏面に続く

届の種類	いつ だれが	必要なもの	チェック	担当窓口
療育手帳	転入後速やかに 本人又は代理人	・療育手帳 ・印鑑	<input type="checkbox"/>	2階① 障害保健福祉課
精神障害者保健福祉手帳	転入後速やかに 本人	・前住所地の精神障害者保健福祉手帳 ・印鑑 ・通知カード又は個人番号カード	<input type="checkbox"/>	2階① 障害保健福祉課
自立支援医療 (精神通院)	転入後速やかに 本人	手続きの詳細は担当課へ御連絡ください	<input type="checkbox"/>	2階① 障害保健福祉課
特定疾患・特定医療費(指定難病)受給者をお持ちの方	転入後速やかに 本人又は代理人	手続きの詳細は認定事務センター(075-748-1200)又は担当課へ御連絡ください	<input type="checkbox"/>	2階① 障害保健福祉課
児童手当 (受けている方)	転出予定日から 15日以内	・通知カード又は個人番号カード ・請求者の健康保険証 ・請求者の金融機関口座番号(普通預金)が確認できるもの	<input type="checkbox"/>	2階② 子育て推進担当 (注2)
子ども医療	転入後速やかに 保護者	・お子様の健康保険証	<input type="checkbox"/>	2階② 子育て推進担当 (注2)
ひとり親家庭等 医療	転入した日 本人又は代理人	・健康保険証(申請しようとする方全員分) ・戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)(後日持参でも可) ・印鑑(スタンプ印不可) ・通知カード又は個人番号カード *上記の他にも、提出をお願いする場合があります。	<input type="checkbox"/>	2階② 子育て推進担当
児童扶養手当 (受けている方)	転入後速やかに	・通知カード又は個人番号カード ・該当する「手当証書」 ・印鑑(スタンプ印不可) ・金融機関の通帳 *上記の他にも、提出をお願いする場合があります。	<input type="checkbox"/>	2階② 子育て推進担当
小児慢性特定疾病・ 育成医療・養育医療等 の医療費の公費負担	転入後速やかに 本人又は保護者	該当される方は、手続きについて説明しますので、右記の担当課へ御連絡ください。	<input type="checkbox"/>	2階② 子育て推進担当
妊婦受診券 をお持ちの方	速やかに	・前住所地発行の妊婦受診券 ・通知カードと住所記載のある公的書類又は住所訂正済みの個人番号カード ・母子健康手帳	<input type="checkbox"/>	2階③ 子育て相談担当
乳幼児健診 (4歳までの子供のある方)	転入後速やかに 保護者	・母子健康手帳	<input type="checkbox"/>	2階③ 子育て相談担当
被爆者健康手帳 をお持ちの方	転入した日から 30日以内 本人又は代理人	・被爆者健康手帳 ・住民票と印鑑 ◎受給者は、手当証書及び銀行等の通帳	<input type="checkbox"/>	1階⑥ 健康長寿推進課
飼い犬登録変更	転入後速やかに 飼い主	・犬の登録事項変更届 ・飼い犬の鑑札	<input type="checkbox"/>	1階⑨ 医療衛生コーナー
敬老乗車証 (70歳以上の方)	本人又は代理人 (注1)	・本人確認書類	<input type="checkbox"/>	1階⑦⑧ 健康長寿推進課
老人医療	転入後速やかに 本人又は代理人	・健康保険証 ・課税証明書【全項目証明 ◎所得制限あり】 ☆1月1日現在の住所地で請求してください。 ・印鑑	<input type="checkbox"/>	1階⑦⑧ 健康長寿推進課
介護保険	転入した日から 14日以内 本人又は家族	・個人番号カード ・印鑑 ・受給資格証明書(要介護等認定を受けている方のみ)	<input type="checkbox"/>	1階⑦⑧ 健康長寿推進課
ごみに関すること	—	家庭から出るごみの出し方・ごみ収集日等をお知らせします。	<input type="checkbox"/>	1階 中京エコまち ステーション

※町内会・自治会への加入等を希望される方は、4階地域力推進室まちづくり推進担当窓口までお越しください。

本人確認書類とは…運転免許証や健康保険証、パスポートなど

(注1) 代理人の場合は本人署名捺印の委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

(注2) 児童手当、子ども医療の業務は、京都市子ども家庭支援課分室において行っています。お問い合わせ、申請等については下記の問合せ先をお願いします。

申請書等の提出は、分室への郵送でも受け付けています。また、京都市内のいずれの区役所・支所でもできます。

問合せ先

〒604-8171京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階
京都市子ども家庭支援課分室 251-1123(8:30~17:00 土・日・祝日・年末年始除く)

(注3) ・軽自動車税事務所 〒612-0002京都市伏見区深草中川原町13-7 京都管理基地事務所2階
・軽自動車税事務所分室 〒604-8171京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル5階
《軽自動車税のお問い合わせ電話番号》213-5467

〈御注意〉

これらの手続は基本的な届出方法ですので、必ず窓口にお問い合わせください。届出期間に間に合わない場合や必要なものがそろえられない場合は、担当窓口にご相談ください。

京都市中京区役所 〒604-8588 京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521 (075) 812-0061 (代表)